

(目 的)

第1条 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法律」という。)第61条の8第1項の規定に基づいて、〇〇〇〇(以下「略称:〇〇」という。)における法律第61条の3第1項の規定に定める国際規制物資の使用の許可を得た全ての核燃料物質の計量及び管理(以下「計量管理」という。)に関する事項を定め、もって核燃料物質の適正な計量管理を確保することを目的とする。

国の機関、国立大学法人の場合は「第61条の8第1項及び第76条の規定」

使用許可申請書入力シートに記入した、工場又は事業所の名称を記入します。

工場又は事業所の名称の略称とします。

国の機関、国立大学法人の場合は「承認」

(計量管理責任者)

第2条 〇〇における核燃料物質の計量管理のために計量管理責任者を置くものとする。

2 〇〇における計量管理は、計量管理責任者の責任のもとに行う。

3 〇〇における計量管理責任者は、□□部□□課長とする。

計量管理責任者となる者の氏名ではなく、一人に特定できる役職者名を記入します。
※役職名で一人に特定することが難しい場合、保障措置部門に相談して下さい。

(核燃料物質計量管理区域の設定)

第3条 〇〇における核燃料物質の計量管理を行うために、核燃料物質計量管理区域(以下「MBA」という。)を設定する。

2 前項のMBAは◇◇棟△階～室とし、その符号はK〇〇〇とする。

工場又は事業所以下の単位(範囲)とし、原則室を単位とします。
・「核燃料物質事故増加報告書入力シート」等を作成するために作成した「基礎情報入力シート」の使用の場所の欄と同じ内容を記入します。

(受入れ、払出し及び廃棄に関する手続)

第4条 計量管理責任者は、核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄に立会い、当該受入れ、払出し又は廃棄の数量をその都度記録するものとする。

MBAの符号は、空欄のまま提出し、国際規制物資の使用許可を得た後、国から通知されたMBA符号を記入し保管します。

(消費、損失等に関する手続)

第5条 計量管理責任者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には、当該増減の数量を毎月1回記録するものとする。